

平成28年度以降の法制度の制定・改正状況

| No | 法律名等 | 制定・改正年 | 主な改正点等 |
|----|--|----------------------|--|
| 1 | 再犯の防止等の推進に関する法律(再犯防止推進法) | 平成28年制定 | <p>第1条(目的) この法律は、国民の理解と協力を得つつ、犯罪をした者等の円滑な社会復帰を促進すること等による再犯の防止等が犯罪対策において重要であることに鑑み、再犯の防止等に関する施策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、再犯の防止等に関する施策の基本となる事項を定めることにより、再犯の防止等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする。</p> <p>第2章第1節 国の施策 ・特性に応じた指導及び支援等(第11条) 犯罪をした者等に対する指導及び支援は、年齢、心身の状況、家庭環境、交友関係、経済的な状況その他の特性を踏まえて行う ・保健医療サービス及び福祉サービスの提供(第17条) 犯罪をした者等のうち高齢者、障害者、あるいは薬物依存等がある者等について、適切な保健医療・福祉サービスが提供されるよう、地方公共団体及び関係機関と矯正施設、保護観察所等との連携の強化に取り組む</p> <p>第2節 地方公共団体の施策 (第24条) 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を講ずるよう努めなければならない。</p> |
| 2 | 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部を改正する法律 | 平成26年改正(一部平成28年4月改正) | <p>1. 精神障害者の医療の提供を確保するための指針の策定 (1) 厚生労働大臣が、精神障害者の医療の提供を確保するための指針を定めることとする。</p> <p>2. 保護者制度の廃止 (1) 主に家族となる保護者には、精神障害者に治療を受けさせる義務等が課されているが、家族の高齢化等に伴い、負担が大きくなっている等の理由から、保護者に関する規定を削除する。</p> <p>3. 医療保護入院の見直し (1) 医療保護入院における保護者の同意要件を外し、家族等(※)のうちのいずれかの者の同意を要件とする。 ※配偶者、親権者、扶養義務者、後見人又は保佐人。該当者がいない場合等は、市町村長が同意の判断を行う。 (2) 精神科病院の管理者に、以下を義務付ける。 ①医療保護入院者の退院後の生活環境に関する相談及び指導を行う者(精神保健福祉士等)の設置 ②地域援助事業者(入院者本人や家族からの相談に応じ必要な情報提供等を行う相談支援事業者等)との連携 ③退院促進のための体制整備</p> <p>4. 精神医療審査会に関する見直し (1) 精神医療審査会の委員として、「精神障害者の保健又は福祉に関し学識経験を有する者」を規定する。 (2) 精神医療審査会に対し、退院等の請求をできる者として、入院者本人とともに、家族等を規定する。</p> |
| 3 | 成年後見制度の利用の促進に関する法律 | 平成28年制定 | <p>1. 成年後見制度の理念の尊重 ①ノーマライゼーション ②自己決定権の尊重 ③身上の保護の重視</p> <p>2. 地域の需要に対応した成年後見制度の利用の促進</p> <p>3. 成年後見制度の利用に関する体制の整備</p> |
| 4 | 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律の一部を改正する法律 | 平成29年改正 | <p>民間の空き家・空き室を活用して、高齢者、低額所得者、子育て世帯等の住宅確保要配慮者※の入居を拒まない賃貸住宅の登録制度を創設するなど、住宅セーフティネット機能を強化するもの</p> <p>※高齢者、子育て世帯、低額所得者、障害者、被災者など住宅の確保に特に配慮を要する者</p> |

| No | 法律名等 | 制定・改正年 | 主な改正点等 |
|----|-------------------------------------|---------|--|
| 5 | 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律 | 令和2年改正 | <p>(1) 公共交通事業者など施設設置管理者におけるソフト対策の取組強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ○公共交通事業者等に対して、スロープ板の適切な操作や照度の確保等のソフト基準の遵守を義務付け ○公共交通機関の乗継円滑化のため、移動等円滑化の措置の協力に関する公共交通事業者等との協議への応諾義務を創設 ○障害者等へのサービス提供について国が認定する観光施設(宿泊施設・飲食店等)の情報提供を促進 <p>(2) 国民に向けた広報啓発の取組推進</p> <p>【優先席、車椅子使用者用駐車施設等の適正な利用の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○国・地方公共団体・国民・施設設置管理者の責務等として、「車両の優先席、車椅子用駐車施設、障害者用トイレ等の適正な利用の推進」を追加 ○公共交通事業者等に作成が義務付けられたハード・ソフト取組計画の記載項目に「上記施設の適正な利用の推進」等を追加 <p>【市町村等による「心のバリアフリー」の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○目的規定、国が定める基本方針、市町村が定める移動等円滑化促進方針(マスタープラン)の記載事項や、基本構想に記載する事業メニューの一つとして、「心のバリアフリー」に関する事項を追加 ○心のバリアフリーに関する「教育啓発特定事業」含むハード・ソフト一体の基本構想について、作成経費を補助 ○バリアフリーの促進に関する地方公共団体への国の助言・指導等に関する規定を創設 <p>(3) バリアフリー基準適合義務の対象拡大</p> <ul style="list-style-type: none"> ○バリアフリー基準適合義務の対象施設に公立小中学校及びバス等の旅客のための道路施設(旅客特定車両停留施設)を追加するための規定の整備 |
| 6 | 学校教育法等の一部を改正する法律 | 平成30年改正 | <p>1. 学校教育法の一部改正</p> <p>① 小学校、中学校、高等学校等において、検定済教科書※の内容を電磁的に記録した「デジタル教科書」がある場合には、教育課程の一部において、教科書の使用義務に関わらず、通常の紙の教科書に代えて「デジタル教科書」を使用できることとする。</p> <p><u>ただし、視覚障害、発達障害等の事由により通常の紙の教科書を使用して学習することが困難な児童生徒に対し、文字の拡大や音声読み上げ等により、その学習上の困難の程度を低減させる必要がある場合には、教育課程の全部において、通常の紙の教科書に代えて「デジタル教科書」を使用できることとする。</u></p> <p>② 特別支援学校や、工業高校など高等学校の専門教科等において、検定済教科書が無い場合等に使用する図書についても、①と同様に、その内容を電磁的に記録した教材を使用できることとする。</p> <p>2. 著作権法の一部改正</p> <ul style="list-style-type: none"> ○通常の紙の教科書と同様に、掲載された著作物を権利者の許諾を得ずに「デジタル教科書」に掲載し、必要な利用を行うことを認めるとともに、当該著作物の利用に係る補償金等の規定について整備する等の措置を講ずる。 <p>3. 文部科学省著作教科書の出版権等に関する法律の一部改正</p> <ul style="list-style-type: none"> ○民間による教科書の発行がなく文部科学省著作教科書が発行される場合に、その「デジタル教科書」についても、文部科学省著作教科書と同様に、文部科学大臣が出版権を設定できることとする等の措置を講ずる。 |
| 7 | 著作権法の一部を改正する法律 | 平成30年改正 | <p>デジタル・ネットワーク技術の進展により、新たに生まれる様々な著作物の利用ニーズに的確に対応するため、著作権者の許諾を受ける必要がある行為の範囲を見直し、情報関連産業、教育、障害者、美術館等におけるアーカイブの利活用に係る著作物の利用をより円滑に行えるようにする。</p> <p>■改正概要抜粋</p> <p>障害者の情報アクセス機会の充実に係る権利制限規定の整備(第37条関係)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・マラケシュ条約※の締結に向けて、現在視覚障害者等が対象となっている規定を見直し、肢体不自由等により書籍を持っていない者のために録音図書の作成等を許諾なく行えるようにする。 <p>(※)視覚障害者や判読に障害のある者の著作物の利用機会を促進するための条約</p> <p>【現在】視覚障害者や発達障害等で著作物を視覚的に認識できない者が対象</p> <p>【改正後】肢体不自由等を含め、障害によって書籍を読むことが困難な者が広く対象</p> |

| No | 法律名等 | 制定・改正年 | 主な改正点等 |
|----|-----------------------|---------|---|
| 8 | 障害者による文化芸術活動の推進に関する法律 | 平成30年制定 | <p>(1)文化芸術の鑑賞の機会の拡大(第9条関係) 国及び地方公共団体は、障害者が文化芸術を鑑賞する機会の拡大を図るため、文化芸術の作品等に関する音声、文字、手話等による説明の提供の促進、障害者が文化芸術施設(劇場、音楽堂、美術館、映画館等の文化芸術活動のための施設をいう。(3)において同じ。)を円滑に利用できるようにその構造及び設備を整備すること等の障害の特性に応じた文化芸術を鑑賞しやすい環境の整備の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。</p> <p>(2)文化芸術の創造の機会の拡大(第10条関係) 国及び地方公共団体は、障害者が文化芸術を創造する機会の拡大を図るため、障害者が社会福祉施設、学校等において必要な支援を受けつつ文化芸術を創造することができる環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。</p> <p>(3)文化芸術の作品等の発表の機会の確保(第11条関係) 国及び地方公共団体は、障害者の作品等の発表の機会を確保するため、文化芸術施設その他公的な施設におけるその発表のための催し(障害者の作品等が含まれるように行われる一般的な文化芸術の作品等の発表のための催しを含む。)の開催の推進、芸術上価値が高い障害者の作品等の海外への発信その他の必要な施策を講ずるものとする。</p> <p>(4)芸術上価値が高い作品等の評価等(第12条関係) 1. 国及び地方公共団体は、芸術上価値が高い障害者の作品等が適切な評価を受けることとなるよう、障害者の作品等についての実情の調査及び専門的な評価のための環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。(第1項関係) 2. 国及び地方公共団体は、芸術上価値が高い障害者の作品等について適切に記録及び保存が行われることとなるよう、その保存のための場所の確保その他の必要な施策を講ずるものとする。(第2項関係) ”</p> <p>(5)権利保護の推進(第13条関係) 国及び地方公共団体は、障害者の作品等に係るこれを創造した障害者の所有権、著作権その他の権利の保護を図るため、関連する制度についての普及啓発、これらの権利に係る契約の締結等に関する指針の作成及び公表、その締結に際しての障害者への支援の充実その他の必要な施策を講ずるものとする。</p> <p>(6)芸術上価値が高い作品等の販売等に係る支援(第14条関係) 国及び地方公共団体は、芸術上価値が高い障害者の作品等に係る販売、公演その他の事業活動について、これが円滑かつ適切に行われるよう、その企画、対価の授受等に関する障害者の事業者との連絡調整を支援する体制の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。</p> <p>(7)文化芸術活動を通じた交流の促進(第15条関係) 国及び地方公共団体は、障害者による文化芸術活動を通じた交流を促進するため、障害者が小学校等を訪問して文化芸術活動を行う取組の支援、特別支援学校の生徒等と他の学校の生徒等が文化芸術活動を行い、相互に交流する場の提供、文化芸術に係る国際的な催しへの障害者の参加の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。</p> <p>(8)相談体制の整備等(第16条関係) 国及び地方公共団体は、障害者による文化芸術活動について、障害者、その家族その他の関係者からの相談に的確に応ずるため、地域ごとの身近な相談体制の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。”</p> <p>(9)人材の育成等(第17条関係) 国及び地方公共団体は、(1)の説明の提供又は環境の整備に必要な知識又は技術を有する者、(2)の支援を行う者、(4)の①の評価を担う専門家、(8)の相談に応ずる者その他の障害者による文化芸術活動の推進に寄与する人材の育成及び確保を図るため、研修の実施の推進、大学等における当該育成に資する教育の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。</p> <p>(10)情報の収集等(第18条関係) 国は、障害者による文化芸術活動の推進に関する取組の効果的な実施に資するよう、国内外における当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行う等、障害者による文化芸術活動に関する調査研究の推進及びその成果の普及に必要な施策を講ずるものとする。</p> <p>(11)関係者の連携協力(第19条関係) 国及び地方公共団体は、(1)から(10)までの施策の円滑かつ効果的な推進のため、国及び地方公共団体の関係機関、障害者による文化芸術活動を支援する社会福祉法人その他の団体、大学その他の教育研究機関、事業者等の相互間の連携協力体制の整備に必要な施策を講ずるものとする。”</p> |

| No | 法律名等 | 制定・改正年 | 主な改正点等 |
|----|--|---------|---|
| 9 | ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策の総合的かつ一体的な推進に関する法律 | 平成30年制定 | <p>1 国及び地方公共団体は、ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策の策定及び実施に当たり、(1)～(6)に特に留意しなければならない。</p> <p>(1) 障害者その他その身体の状態に応じて日常生活又は社会生活上特に配慮を要する者の、教育の内容及び方法の改善及び充実</p> <p>(2) 障害者、高齢者等の多様な就業の機会の確保</p> <p>(3) 障害者、高齢者等の移動上又は施設の利用上の利便性及び安全性の確保</p> <p>(4) 障害者、高齢者等の言語(手話を含む。)その他の意思疎通のための手段並びに情報の取得及び利用のための手段の確保</p> <p>(5) 障害者、高齢者等が安全にかつ安心して生活を営むことができるようにするために必要な防災上の措置</p> <p>(6) 選挙等に関し、障害者、高齢者等が円滑に投票を行うことができること。</p> <p>2 国及び地方公共団体は、ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策を策定し及び実施するに当たり、障害者、高齢者等の意見を反映させるために必要な措置を講ずる。</p> <p>3 国及び地方公共団体によるユニバーサル社会の実現に関する教育及び学習の振興等</p> <p>4 国及び地方公共団体による障害者、高齢者等が利用しやすい施設及び製品の普及等</p> |
| 10 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法) | 平成30年改正 | <p>1. 障害者の望む地域生活の支援</p> <p>(1) 施設入所支援や共同生活援助を利用していた者等を対象として、定期的な巡回訪問や随時の対応により、円滑な地域生活に向けた相談・助言等を行うサービスを新設する。(自立生活援助)</p> <p>(2) 就業に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を行うサービスを新設する。(就労定着支援)</p> <p>(3) 重度訪問介護について、医療機関への入院時も一定の支援を可能とする。</p> <p>(4) 65歳に至るまで相当の長期間にわたり障害福祉サービスを利用してきた低所得の高齢障害者が引き続き障害福祉サービスに相当する介護保険サービスを利用する場合に、障害者の所得の状況や障害の程度等の事情を勘案し、当該介護保険サービスの利用者負担を障害福祉制度により軽減(償還)できる仕組みを設ける。</p> <p>2. 障害児支援のニーズの多様化へのきめ細かな対応</p> <p>(1) 重度の障害等により外出が著しく困難な障害児に対し、居宅を訪問して発達支援を提供するサービスを新設する。</p> <p>(2) 保育所等の障害児に発達支援を提供する保育所等訪問支援について、乳児院・児童養護施設の障害児に対象を拡大する。</p> <p>(3) 医療的ケアを要する障害児が適切な支援を受けられるよう、自治体において保健・医療・福祉等の連携促進に努めるものとする。</p> <p>(4) 障害児のサービスに係る提供体制の計画的な構築を推進するため、自治体において障害児福祉計画を策定するものとする。</p> <p>3. サービスの質の確保・向上に向けた環境整備</p> <p>(1) 補装具費について、成長に伴い短期間で取り替える必要がある障害児の場合等に貸与の活用も可能とする。</p> <p>(2) 都道府県がサービス事業所の事業内容等の情報を公表する制度を設けるとともに、自治体の事務の効率化を図るため、所要の規定を整備する。”</p> |

| No | 法律名等 | 制定・改正年 | 主な改正点等 |
|----|----------------------------------|------------------------------|---|
| 11 | 障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律 | 令和元年改正 (一部令和2年改正) | <p>1. 障害者の活躍の場の拡大に関する措置</p> <p>(1) 国及び地方公共団体に対する措置 ① 国及び地方公共団体の責務として、自ら率先して障害者を雇用するように努めなければならないこととする。 ② 厚生労働大臣は、障害者雇用対策基本方針に基づき、障害者活躍推進計画作成指針を定めるものとし、国及び地方公共団体は、同指針に即し、障害者活躍推進計画作成し、公表しなければならないこととする。 ③ 国及び地方公共団体は、障害者雇用推進者(障害者雇用の促進等の業務を担当する者)及び障害者職業生活相談員(各障害者の職業生活に関する相談及び指導を行う者)を選任しなければならないこととする。 ④ 国及び地方公共団体は、厚生労働大臣に通報した障害者の任免状況を公表しなければならないこととする。 ⑤ 国及び地方公共団体は、障害者である職員を免職する場合には、公共職業安定所長に届け出なければならないこととする。</p> <p>(2) 民間の事業主に対する措置 ① 短時間であれば就労可能な障害者等の雇用機会を確保するため、短時間労働者のうち週所定労働時間が一定の範囲内にある者(特定短時間労働者)を雇用する事業主に対して、障害者雇用納付金制度に基づく特例給付金を支給する仕組みを創設する。 ② 障害者の雇用の促進等に関する取組に関し、その実施状況が優良なものであること等の基準に適合する中小事業主(常用労働者300人以下)を認定することとする。</p> <p>2. 国及び地方公共団体における障害者の雇用状況についての的確な把握等に関する措置 (1) 厚生労働大臣又は公共職業安定所長による国及び地方公共団体に対する報告徴収の規定を設ける。 (2) 国及び地方公共団体並びに民間の事業主は、障害者雇用率の算定対象となる障害者の確認に関する書類を保存しなければならないこととする。 (3) 障害者雇用率の算定対象となる障害者であるかどうかの確認方法を明確化するとともに、厚生労働大臣は、必要があると認めるときは、国及び地方公共団体に対して、確認の適正な実施に関し、勧告をすることができることとする。”</p> |
| 12 | 聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律 | 令和元年制定 | <p>・国及び電話提供事業者等の責務について定めるとともに、総務大臣が聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する基本方針を定めることを規定する。 ※電話リレーサービスの提供条件として、通訳方式は手話・文字の両方、提供日時は24時間/365日、利用料金は耳の聴こえる人の電話料金と同等とすること等を定めることを想定。 ※電話リレーサービス以外の聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に係る取組みとして、音声認識やAI(人工知能)の技術開発の推進の方向性等について定めることを想定。</p> <p>・電話リレーサービスの提供の業務を行う者(電話リレーサービス提供機関)を指定し、電話提供事業者に負担金の納付を義務付け、当該機関に対して電話リレーサービスの提供の業務に要する費用に充てるための交付金を交付するための制度を創設する。</p> |
| 13 | 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の一部を改正する法律 | 令和3年改正 (3年を超えない範囲内において施行) | <p>1. 国及び地方公共団体の連携協力の責務の追加 国及び地方公共団体は、障害を理由とする差別の解消の推進に関して必要な施策の効率的かつ効果的な実施が促進されるよう、適切な役割分担を行うとともに、相互に連携を図りながら協力しなければならないものとする。</p> <p>2. 事業者による社会的障壁の除去の実施に係る必要かつ合理的な配慮の提供の義務化 事業者による社会的障壁(障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のもの)の除去の実施に係る必要かつ合理的な配慮の提供について、現行の努力義務から義務へと改める。</p> <p>3. 障害を理由とする差別を解消するための支援措置の強化 (1) 基本方針に定める事項として、障害を理由とする差別を解消するための支援措置の実施に関する基本的な事項を追加する。 (2) 国及び地方公共団体が障害を理由とする差別に関する相談に対応する人材を育成し又はこれを確保する責務を明確化する。 (3) 地方公共団体は、障害を理由とする差別及びその解消のための取組に関する情報(事例等)の収集、整理及び提供に努めるものとする。</p> |

| No | 法律名等 | 制定・改正年 | 主な改正点等 |
|----|-------------------------|--------|--|
| 14 | 災害対策基本法等の一部を改正する法律 | 令和3年改正 | <p>1. 個別避難計画の作成</p> <p>避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難を図る観点から、個別避難計画について、市町村に作成を努力義務化するもの。</p> |
| 15 | 視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律 | 令和元年制定 | <p>①視覚障害者等の図書館利用に係る体制整備等(9条)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アクセシブルな書籍・電子書籍等の充実 ・円滑な利用のための支援の充実 ・点字図書館における取組の促進 など <p>②インターネットを利用したサービス提供体制の強化(10条)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アクセシブルな書籍・電子書籍等の利用のための全国的ネットワーク(サピエ図書館を想定)の運営への支援 ・関係者間の連携強化 など <p>③特定書籍・特定電子書籍等の製作の支援(11条)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・製作基準の作成等の質の向上のための取組への支援 <p>※特定書籍・特定電子書籍等: 著作権法37条により製作されるアクセシブルな書籍・電子書籍等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・出版者から製作者に対するテキストデータ等の提供促進のための環境整備への支援 など <p>④アクセシブルな電子書籍等の販売等の促進等(12条)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・技術の進歩を適切に反映した規格等の普及の促進 ・著作権者と出版者との契約に関する情報提供 ・出版者から書籍購入者に対するテキストデータ等の提供促進のための環境整備に関する検討への支援 など <p>⑤外国からのアクセシブルな電子書籍等の入手のための環境整備(13条)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談体制の整備 など <p>⑥端末機器等・これに関する情報の入手支援(14条)</p> <p>⑦情報通信技術の習得支援(15条)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・講習会・巡回指導の実施の推進 など <p>⑧アクセシブルな電子書籍等・端末機器等に係る先端技術等の研究開発の推進等(16条)</p> <p>⑨製作人材・図書館サービス人材の育成等(17条)</p> |
| 16 | 児童福祉法 | 令和6年改正 | <p>※改正の概要抜粋</p> <p>1. 子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化及び事業の拡充【児童福祉法、母子保健法】</p> <p>①市区町村は、全ての妊産婦・子育て世帯・子どもの包括的な相談支援等を行うこども家庭センター(※)の設置や、身近な子育て支援の場(保育所等)における相談機関の整備に努める。こども家庭センターは、支援を要する子どもや妊産婦等への支援計画(サポートプラン)を作成する。</p> <p>※子ども家庭総合支援拠点と子育て世代包括支援センターを見直し。</p> <p>②訪問による家事支援、児童の居場所づくりの支援、親子関係の形成の支援等を行う事業をそれぞれ新設する。これらを含む家庭支援の事業について市区町村が必要に応じ利用勧奨・措置を実施する。</p> <p>③児童発達支援センターが地域における障害児支援の中核的役割を担うことの明確化や、障害種別にかかわらず障害児を支援できるよう児童発達支援の種類(福祉型、医療型)の一元化を行う。</p> <p>3. 社会的養育経験者・障害児入所施設の入所児童等に対する自立支援の強化【児童福祉法】</p> <p>①児童自立生活援助の年齢による一律の利用制限を弾力化する。社会的養育経験者等を通所や訪問等により支援する拠点を設置する事業を創設する。</p> <p>②障害児入所施設の入所児童等が地域生活等へ移行する際の調整の責任主体(都道府県・政令市)を明確化するとともに、22歳までの入所継続を可能とする。</p> |

| No | 法律名等 | 制定・改正年 | 主な改正点等 |
|----|------------------------------|--------|--|
| 17 | 医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律 | 令和3年施行 | <p>基本理念</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 医療的ケア児の日常生活・社会生活を社会全体で支援 2. 個々の医療的ケア児の状況に応じ、切れ目なく行われる支援医療的ケア児が医療的ケア児でない児童等と共に教育を受けられるように最大限に配慮しつつ適切に行われる教育に係る支援等 3. 医療的ケア児でなくなった後も配慮した支援 4. 医療的ケア児と保護者の意思を最大限に尊重した施策 5. 居住地域にかかわらず等しく適切な支援を受けられる施策 <p>国・地方公共団体による措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ○医療的ケア児が在籍する保育所、学校等に対する支援 ○医療的ケア児及び家族の日常生活における支援 ○相談体制の整備 ○情報の共有の促進 ○広報啓発 ○支援を行う人材の確保 |
| 18 | 障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法 | 令和4年施行 | <p>(1)障害者による情報取得等に資する機器等(11条)</p> <ol style="list-style-type: none"> ①機器・サービスの開発提供への助成、規格の標準化、障害者・介助者への情報提供・入手支援 ②利用方法習得のための取組(居宅支援・講習会・相談対応等)、当該取組を行う者への支援 ③関係者による「協議の場」の設置 など <p>(2)防災・防犯及び緊急の通報(12条)</p> <ol style="list-style-type: none"> ①障害の種類・程度に応じた迅速・確実な情報取得のための体制の整備充実、設備・機器の設置の推進 ②多様な手段による緊急の通報の仕組みの整備の推進 など <p>(3)障害者が自立した日常生活・社会生活を営むために必要な分野に係る施策(13条)</p> <ol style="list-style-type: none"> ①意思疎通支援者の確保・養成・資質の向上 ②事業者の取組への支援 など <p>(4)障害者からの相談・障害者に提供する情報(14条)</p> <p>国・地方公共団体について</p> <ol style="list-style-type: none"> ①相談対応に当たっての配慮 ②障害の種類・程度に応じて情報を提供しよう配慮 <p>(5)国民の関心・理解の増進(15条)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○機器等の有用性・意思疎通支援者が果たす役割等、障害者による情報取得等の重要性に関する関心・理解を深めるための広報・啓発活動の充実 など <p>(6)調査研究の推進等(16条)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○障害者による情報取得等に関する調査研究の推進・成果の普及 |